

環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 TEL 027-372-5111 営業部発行

第 19 巻第 1 号(通巻 85 号)

1 月号 2017 年 1 月 1 日

謹賀新年

明けましておめでとうございます。旧年中は当社をお引き立て頂きまして、誠に有難うございました。

それにしても昨年は、イギリスの国民投票で、EUからの離脱が決定したことや、アメリカの次期大統領が事前の世論調査に反してドナルド・トランプ氏に内定したことなど、世界的にも変化の大きな一年でした。今年以降も、金融・経済の面まで含め、慌ただしい動きが加速し、私たちは否応なく、大きなうねりの中に投げ込まれる、翻弄されるような感覚を味わうのでしょうか。

「変化」という点では、弊社におきましても、会社創設以来とも言える大きな動きがありました。太田市新田木崎町にありましたリサーチセンターが、昨年 6 月に高崎市金古町の本社敷地内に移転となりました。

株式会社環境技研リサーチセンターは 1987 年 3 月に、主に工業製品等の不良原因調査、製品の表面分析・断面調査等を目的とし、当時群馬県の工業地帯が主に東毛方面に広がっていたことから、新田郡新田町(現群馬県太田市)に開設いたしました。これまで、技術力を信頼して頂き、群馬県内外の多くのお客様から、長きに渡りご愛顧頂きましたことには、感謝の気持ちしかありません。

また、移転に際しても、色々のご不便・ご迷惑をお掛けしましたことと、並びに諸事情をご理解頂きましたことに御礼申し上げます。移転をした 6 月以降は、弊社製品検査課のリサーチグループとして業務を行っておりますが、今まで以上にお客様に喜ばれる結果をご報告できるよう、日々技術の研鑽に力を注いでおります。

変化こそ不変の原則であり、今後も時代のニーズに合った試験機関であろうとする意志は変わりありません。創業以来の主幹業務であります各種環境測定・分析や、新規事業の医薬品分析業務等も含め、進歩・進化を続けられるよう努力を続ける所存です。また、今年も一年宜しく願い申し上げます。

平成 29 年元旦 株式会社 環境技研



写真(上：社屋外観、左下：環境技研ロゴマーク、右下：社屋玄関)

「排水基準を定める省令等、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」について

亜鉛含有量、カドミウム及びその化合物について、一部の業種では、設定された排水基準を達成することが困難なため、暫定基準が設けられ運用されていましたが、適用期限が終了し、延長措置がとられることとなりました。

— 概要 —

亜鉛含有量に係る暫定排水基準

- ・金属鉱業、電気めっき業、下水道業(金属鉱業、電気めっき業の排水を受け入れ一定のもの)
基準値：5 mg/L
(適用期間：H28. 12. 11～H33. 12. 10)

カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準

- ・金属鉱業：基準値 0.08 mg/L
- ・溶融めっき業(溶融亜鉛めっき)：基準値 0.1 mg/L
(適用期間：H28. 12. 1～H31. 11. 30)
- ・非鉄金属第一次製錬、第二次製錬・精製業(亜鉛に係るもの)：基準値 0.09 mg/L
(適用期間：H28. 12. 1～
H29. 11. 30)



作業環境評価基準の改正にもない

平成28年10月1日から、テトラクロエチレンの作業環境中の管理濃度が50ppmから25ppmに変わりました。改正に伴い厳しい作業環境管理が求められます。

そこでテトラクロエチレンの使用方法等について、参考までに記します。

性質：蒸気には強い麻酔性があり、中枢神経系、呼吸器、肝臓などに障害を起こすおそれがあります。吸入だけでなく、皮膚からも吸収されることもあります。

規制：特定化学物質障害予防規則の特別有機溶剤(特別管理物質)

作業環境測定及び評価：対象作業場については、6ヶ月以内ごとに1回作業環境測定を行い、その結果の評価により、作業環境の改善が必要です。また、測定の記録と評価の記録は、30年間保存しなければなりません。

特定化学物質作業主任者：「有機溶剤作業主任者技能講習」修了者から主任者を選任し、主任者は作業に従事する労働者がテトラクロエチレンにより汚染され、または吸入しないよう作業の方法を決定し機器の点検・保護具の使用の確認を行います。

特定化学物質健康診断の実施：雇入れ時と、6ヶ月以内ごとに1回、代謝物の検査(特別な項目)を行わなければなりません。その記録を30年間保存しなければなりません。健康診断を行ったときには、労働基準監督署への報告も必要となります。

作業記録の作成と保存：テトラクロエチレンを取り扱う労働者について、1ヶ月を超えない期間ごとに①労働者の氏名②従事した作業の概要とこの作業に従事していた期間③テトラクロエチレンによって著しく汚染される事態が生じたときは、その概要と講じた応急の措置の概要。

有害性等の掲示：テトラクロエチレンを取り扱う作業場には、見やすい箇所に①物質名②人体に及ぼす作用③取扱い上の注意事項④使用すべき保護具を掲示しなければなりません。

安全衛生教育の実施：雇入れ時、作業内容変更時には、業務に関する安全又は衛生のため、①有害性とその取扱い方法②業務において発生するおそれのある疾病と予防③排気装置などの取扱い方法④保護具の性能と取扱い方法⑤作業手順⑥事故などにおける応急措置と退避について教育を行わなければなりません。

大気汚染防止法の改正について (水銀大気排出の新たな規制)

今般の「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成27年法律第41号)をはじめとする関連法令等により、水銀を排出する施設を「水銀排出施設」とし、設置の届出、排出基準の遵守義務、排ガス中の水銀及びその化合物の測定義務を課すこととなりました。また、規制対象施設以外であっても水銀等の排出抑制について自主管理基準の設定等の自主的取組を求めていくことになりました(要排出抑制施設)。以下に対象施設、排出基準を記します

1. 規制対象となる施設及び排出基準(単位： $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)※ガス状水銀+粒子状水銀

石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー

- ・小型石炭混焼ボイラー
(新設：8、既設：10)
- ・石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー
(新設：10、既設：15)

非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精練及び焙焼の工程

- ・一次施設 銅又は工業金
(新設：15、既設：30)
- ・一次施設 鉛又は亜鉛
(新設：30、既設：50)
- ・二次施設 銅、鉛又は亜鉛
(新設：100、既設：400)
- ・二次施設 工業金
(新設：30、既設：50)

セメントクリンカーの製造設備

- ・セメントの製造の用に供する焼成炉
(新設：50、既設：80(注1))

廃棄物の焼却施設

- ・廃棄物焼却炉
(新設：30、既設：50)
- ・水銀含有汚泥等の焼却炉等
(新設：50、既設：100)

注1 原料とする石灰石中の水銀含有量が0.05mg-Hg/kg-Limestone(重量比)以上であるものについては、 $140\mu\text{g}/\text{Nm}^3$

2. 要排出抑制施設

- ・製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む)
- ・製鋼の用に供する電気炉

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp